令和3年度柏市食品衛生監視指導計画の実施結果

柏市保健所生活衛生課

柏市では「令和3年度柏市食品衛生監視指導計画」に基づき市民の方々の健康の保護を図るために、食品事業者に対し監視指導を行いましたので、その結果を報告します。

- 1 監視指導実施状況
 - (1) 業種別の監視状況

表 1 一①, ②, ③, ④のとおり, 総監視件数は 2 0 4 件でした。

- (2) 夏季及び年末一斉監視指導実施について 令和3年度食品,添加物等の夏季一斉取締り及び年末一斉取 締りについては,新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い実施 しませんでした。
- 2 食品等収去検査等の実施状況 表2-①,②のとおり、75検体の食品等に対し、成分規格、 規格基準、使用基準について980項目の検査を実施しました。
- 3 違反食品等の発見状況 令和3年度の違反食品等の発見は0件でした。
- 4 食中毒発生状況表3のとおり、令和3年度の食中毒発生件数は2件、患者数は57人でした。
- 5 衛生教育実施状況

食品衛生関係講習会は6回開催し、受講者は219人でした。 新型コロナウイルス染症の拡大に伴い、感染拡大期は実施しませ でした。また、消費者向けの講習会は中止しました。

営業者に対しては、食中毒予防、HACCP に関する内容、食品衛生法改正等について周知するとともに、衛生に関する意識の向上を図りました。

表1-① 監視状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 表1-② 監視状況(改正食品衛生法に基づく許可を要す

業種	監視件数
飲食店営業	119
一般食堂・レストラン等	63
仕出し屋・弁当屋	15
旅館	0
その他	41
菓子(パンを含む。)製造業	22
乳処理業	0
特別牛乳さく取処理業	0
乳製品製造業	0
集乳業	0
魚介類販売業	10
魚介類せり売り営業	0
魚肉ねり製品製造業	2
食品の冷凍又は冷蔵業	1
かん詰又はびん詰食品製造業	0
喫茶店営業	5
あん類製造業	0
アイスクリーム類製造業	2
食肉処理業	0
食肉販売業	7
食肉製品製造業	2
乳酸菌飲料製造業	0
食用油脂製造業	0
マーカ゛リン又はショートニンク゛製造業	0
みそ製造業	0
しょうゆ類製造業	1
ソース類製造業	2
酒類製造業	0
豆腐製造業	0
納豆製造業	0
めん類製造業	4
そうざい製造業	3
添加物(法第13条第1項の	
規定により規格が定められた	0
ものに限る)製造業	
食品の放射線照射業	0
清涼飲料水製造業	0
氷雪製造業	0
合 計	180

衣 1 一〇 監倪 仏 流 (以正艮)	口用 土
	監視件数
飲食店営業	8
調理の機能を有する自動販売機	0
食肉販売業	1
魚介類販売業	0
魚介類競り売り営業	0
集乳業	0
乳処理業	0
特別牛乳搾取処理業	0
食肉処理業	0
食品の放射線照射業	0
菓子製造業	1
アイスクリーム類製造業	0
乳製品製造業	0
清涼飲料水製造業	0
食肉製品製造業	0
水産製品製造業	0
氷雪製造業	0
液卵製造業	0
食用油脂製造業	0
みそ又はしょうゆ製造業	0
酒類製造業	0
豆腐製造業	0
納豆製造業 麺類製造業	0
^{廻類衆垣素} そうざい製造業	1
複合型そうざい製造業	0
冷凍食品製造業	0
複合型冷凍食品製造業	0
漬物製造業	0
密封包装食品製造業	0
食品の小分け業	0
添加物製造業	0
合計	11

表1-③ 監視状況(届出を要する施設)

(包装済みの魚介類のみの販売) 食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売) 乳類販売業 水雪販売業 水雪販売業 エップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置) 弁当販売業 野菜果物販売業 運信販売・訪問販売による販売業 コンビニエンスストア 百貨店、総合スーパー 自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機に自動洗浄・屋内設置)を除く。) その他の食料・飲料販売業 添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。) 製造・加工業 のもれた添加物の製造を除く。) 製造・加工業 (放料の製造を除く。) 農産保存食料品製造・加工業 調味料製造・加工業 精教・製粉業 製茶業 糖藻製造・加工業 精教・製粉業 製茶業 糖藻製造・加工業 特務・製粉業 製茶業 精液製造・加工業 行商 集団給食施設 器具、容器包装の製造・加工業 行商 集団給食施設 器具、容器包装の製造・加工業 行商 集団給食施設 器具、容器包装の製造・加工業 活が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。) 露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの			盟 社 化 数
食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売) 乳類販売業 ************************************		魚介類販売業	
日許可業種であった営業			
旧計可業権であった営業 水雪販売業 コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置) 弁当販売業 野菜果物販売業 通信販売・訪問販売による販売業 ユンビニエンスストア 百貨店,総合スーパー 自動販売機による販売業 コンビニエンスストア 百貨店,総合スーパー 自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)を除く。) その他の食料・飲料販売業 添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。) 製造・加工業 (が料の製造を除く。) 農産保存食料品製造・加工業 (飲料の製造を除く。) 農産保存食料品製造・加工業 精報製造・加工業 精報を製物・製工業 精報を製物・製工業 精報を製物・製工業 精報を製造・加工業 「おいて業別を表現しませた。」 上記以外のもの(改正法による改正) をのは第68条第3項において準用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。) 露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの			
(自動洗浄・屋内設置) 弁当販売業 野菜果物販売業 ※教類販売業 通信販売・訪問販売による販売業 コンビニエンスストア 百貨店、総合スーパー 自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。) その他の食料・飲料販売業 添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定 められた添加物の製造を除く。) 製造・加工業 コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。) 農産保存食料品製造・加工業 請験製造・加工業 精教・製粉業 製茶業 海藻製造・加工業 精教・製粉業 製茶業 海藻製造・加工業 「所選別包装業 その他の食料品製造・加工業 「行商 集団給食施設 器具、容器包装の製造・加工業 行商 集団給食施設 器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂・設) 素店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	旧許可業種であった営業		
野菜果物販売業 米穀類販売業 通信販売・訪問販売による販売業 コンピニエンスストア 百貨店,総合スーパー 自動販売機による販売業(コップ式自動販売機による販売業(自動洗浄・屋内設置)を除 く。) その他の食料・飲料販売業 添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。) 製造・加工業 いわゆる健康食品の製造・加工業 コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。) 農産保存食料品製造・加工業 調味料製造・加工業 精穀・製粉業 製業・難 海藻製造・加工業 特務・製粉業 製業・製業 との他の食料品製造・加工業 特務・製粉業 製業・製業 との他の食料品製造・加工業 が選別包装業 その他の食料品製造・加工業 の法第68条第3項において準用されるものを含む) 露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの			
**教類販売業 通信販売・訪問販売による販売業 コンピニエンスストア 百貨店,総合スーパー 自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。) その他の食料・飲料販売業 添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。) 製造・加工業 いわゆる健康食品の製造・加工業 (飲料の製造を除く。) 農産保存食料品製造・加工業 調味料製造・加工業 精製・加工業 精製・加工業 精製・加工業 精製・加工業 精製・加工業 精製・製粉業 製工・加工業 精製・製粉業 製工・加工業 精製・製料・製造・加工業 精製・製料・製造・加工業 精製・製料・製造・加工業 大方商 集団給食施設 器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。) 露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの		弁当販売業	
通信販売・訪問販売による販売業 コンピニエンスストア 百貨店,総合スーパー 自動販売機による販売業(コップ式自動 販売機(自動洗浄・屋内設置)を除 く。) その他の食料・飲料販売業 添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定 められた添加物の製造を除く。) 製造・加工業 ローヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。) 農産保存食料品製造・加工業 調味料製造・加工業 精報製造・加工業 精報製造・加工業 特額製造・加工業 特額製産・加工業 対方商 集団給食施設 器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。) 露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの		野菜果物販売業	
販売業		米穀類販売業	
百貨店、総合スーパー 自動販機(自動洗浄・屋内設置)を除 く。) その他の食料・飲料販売業 添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定 められた添加物の製造を除く。) 製造・加工業 (飲料の製造を除く。) 農産保存食料品製造・加工業 (飲料の製造を除く。) 農産保存食料品製造・加工業 精類製造・加工業 精類製造・加工業 精類製造・加工業 精類製造・加工業 情類製造・加工業 情類製造・加工業 情類製造・加工業 情類製造・加工業 情類製造・加工業 情類製造・加工業 情類製造・加工業 情類製造・加工業 情類製造・加工業 情類製造・加工業 情類製造・加工業 情類製造・加工業 情類製造・加工業 情類製造・加工業 情類と表別のと表別を表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表		通信販売・訪問販売による販売業	
自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)を除く。) その他の食料・飲料販売業 添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。) 関造・加工業 コーヒー製造・加工業 コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。) 農産保存食料品製造・加工業 糖類製造・加工業 糖類製造・加工業 糖類製造・加工業 特数・製粉業 製茶業 海藻製造・加工業 特数・製粉業 製茶業 海藻製造・加工業 が選別包装業 その他の食料品製造・加工業 行商 集団給食施設 器具、容器包装の製造・加工業(合成樹態)を設定の法第68条第3項において準用された器具又は容器包装の製造,加工に限る。) 露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	販売業	コンビニエンスストア	
販売機(自動洗浄・屋内設置)を除 く。) その他の食料・飲料販売業 添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定 められた添加物の製造を除く。) 製造・加工業 コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。) 農産保存食料品製造・加工業 調味料製造・加工業 精製と地工業 精製・製粉業 製業・製料業 製業・製業 製産・加工業 特設・製粉業 製産・加工業 特別包装業 その他の食料品製造・加工業 行商 集団給食施設 器具、容器包装の製造・加工業(合成樹) 集団給食施設 器具、容器包装の製造・加工業(合成樹) 集団給食施設 電力に限る。) 露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの		百貨店、総合スーパー	
添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。) 製造・加工業 コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。) 農産保存食料品製造・加工業 調味料製造・加工業 精類製造・加工業 精教・製粉業 製茶業 海藻製造・加工業 卵選別包装業 その他の食料品製造・加工業 行商 集団給食施設 器具,容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。) 露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの		販売機(自動洗浄・屋内設置)を除	
(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。) 製造・加工業 コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。) 農産保存食料品製造・加工業 調味料製造・加工業 精穀・製粉業 製業・加工業 精殺・製粉業 製産・加工業 の他の食料品製造・加工業 精製造・加工業 精製・製粉業 製産・加工業 が高級を発生を表現した。 と記以外のもの(改正法による改正後の法第68条第3項において準用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。) のとのを含む) のとのでははいる飲食の提供のうち、営業とみなされないもの		その他の食料・飲料販売業	
コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。) 農産保存食料品製造・加工業 調味料製造・加工業 糖類製造・加工業 精穀・製粉業 製茶業 海藻製造・加工業 卵選別包装業 その他の食料品製造・加工業 行商 集団給食施設 器具,容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。) 露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの		(法第13条第1項の規定により規格が定	
(飲料の製造を除く。) 農産保存食料品製造・加工業 調味料製造・加工業 糖類製造・加工業 精穀・製粉業 製業業 や薬製造・加工業 卵選別包装業 その他の食料品製造・加工業 行商 集団給食施設 器具,容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。) の法第68条第3項において準用され るものを含む) の表記において進用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。) の表記において進用された器具では容器包装の製造・加工に限る。)	製造・加工業	いわゆる健康食品の製造・加工業	
調味料製造・加工業 糖類製造・加工業 精穀・製粉業 製業業 製業業 海藻製造・加工業 卵選別包装業 その他の食料品製造・加工業 行商 集団給食施設 器具,容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。) 露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの			
糖類製造・加工業 精穀・製粉業 製茶業 海藻製造・加工業 卵選別包装業 その他の食料品製造・加工業 行商 集団給食施設 器具, 容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。) 露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち, 営業とみなされないもの		農産保存食料品製造・加工業	
精穀・製粉業 製茶業 海藻製造・加工業 卵選別包装業 その他の食料品製造・加工業 行商 集団給食施設 器具,容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。) 露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの		調味料製造・加工業	
製茶業			
海藻製造・加工業 卵選別包装業 その他の食料品製造・加工業 行商 集団給食施設 器具, 容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。) 露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの			
野選別包装業 その他の食料品製造・加工業 行商 集団給食施設 と記以外のもの(改正法による改正			
製造・加工業			
大商 集団給食施設 器具,容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。) こまのを含む) こまりを含む) こまりで表記。 において準用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。) において準用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。) において、対象の提供のきた。 において数のにはいて、対象のにはいる。	制告·加丁業		
集団給食施設 集団給食施設 器具,容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。) るものを含む) 露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	NH-LIT		
上記以外のもの(改正法による改正 器具、容器包装の製造・加工業(合成樹 器具、容器包装の製造・加工業(合成樹 脂が使用された器具又は容器包装の製 造、加工に限る。) 露店・仮設店舗等における飲食の提供の うち、営業とみなされないもの			
露店・仮設店舗等における飲食の提供の うち、営業とみなされないもの	後の法第68条第3項において準用	以上 指が使用された器具又は容器包装の製	
その他	IJ ∪ • ∕ · Æ □ ℧ /		
		その他	

表1-④ ふぐ営業施設の状況

	監視件数
飲食店営業	0
魚介類販売業	0
水産加工・その他	0
合 計	0

表2-① 食品等の検査実施状況

収去品目	表2-① 食品等の検査実施状況		
## 2	収去品目	去等	収去等項
冷凍食品 0 無加熱摂取冷凍食品 0 凍結直前に加熱された 0 加熱後摂取冷凍食品 0 生食用冷凍鮮魚介類 0 焦介類加工品 0 (かん詰・びん詰を除く) 7 乳製品 0 乳類加工品 0 (アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。) 0 アイスクリーム類・冰菓 0 (かん詰・びん詰を除く) 0 野菜類果物及びその加工品 0 (かん詰・びん詰を除く) 34 寒子類 (かん詰・びん詰を除く) 34 窓が料水 0 活済飲料水 0 水生 0 佐詰びん詰食品 0 その他の食品 21 6 添加物 0 化学的合成品及びその製剤 0 その他の添加物 0 器具及び容器包装 0 その他 0		体	日数
無加熱摂取冷凍食品	魚介類	4	8
凍結直前に加熱された 0 加熱後摂取冷凍食品 0 た凍直前未加熱の 0 加熱後摂取冷凍食品 0 生食用冷凍鮮魚介類 0 (かん詰・びん詰を除く) 0 内・卵類及びその加工品 0 (かん詰・びん詰を除く) 0 乳製品 0 (アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。) 0 アイスクリーム類・水菓 0 (かん詰・びん詰を除く) 34 野菜類果物及びその加工品 0 (かん詰・びん詰を除く) 34 菓子類 6 1 清涼飲料水 0 酒精飲料水 0 水 0 缶詰びん詰食品 0 その他の食品 21 6 添加物 0 セ学的合成品及びその製剤 0 その他の添加物 0 器具及び容器包装 0 その他 0	冷凍食品	0	(
加熱後摂取冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	0	(
加熱後摂取冷凍食品	凍結直前に加熱された		
加熱後摂取冷凍食品 生食用冷凍鮮魚介類 の (かん詰・びん詰を除く) 肉・卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く) 乳製品 乳類加工品 (アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。) アイスクリーム類・水菓 の (かん詰・びん詰を除く) 野菜類果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く) 野菜類果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く) 東子類	加熱後摂取冷凍食品	0	(
加熱後摂取冷凍食品 2 生食用冷凍鮮魚介類 0 のかん話・びん話を除く) 0 肉・卵類及びその加工品 7 (かん話・びん話を除く) 0 乳類加工品 0 (アイスクリーム類・水菓 0 (かん話・びん話を除く) 0 野菜類果物及びその加工品 0 (かん話・びん話を除く) 34 菓子類 6 1 清涼飲料水 0 水電話が入話食品 0 たの他の食品 21 6 添加物 0 化学的合成品及びその製剤 0 その他の添加物 0 器具及び容器包装 0 その他 0	冷凍直前未加熱の		
無介類加工品 (かん詰・びん詰を除く) 肉・卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く) 乳製品 (アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。) アイスクリーム類・水菓 (かん詰・びん詰を除く) 野菜類果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く) 野菜類果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く) 菓子類 (かん詰・びん詰を除く) 菓子類 (かん詰・びん詰を除く) 産子類 (かん詰・びん詰を除く) 産子類 (かん詰・びん詰を除く) を変換料水 のはまでが、まず、のは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで	加熱後摂取冷凍食品	0	(
(かん詰・びん詰を除く) 7 肉・卵類及びその加工品 7 (かん詰・びん詰を除く) 0 乳製品 0 乳類加工品 0 (アイスクリーム類・氷菓 0 (かん詰・びん詰を除く) 0 野菜類果物及びその加工品 34 (かん詰・びん詰を除く) 34 菓子類 6 1 清涼飲料水 0 水雪 0 0 水 0 0 左の他の食品 21 6 添加物 0 0 花学的合成品及びその製剤 その他の添加物 0 0 その他の添加物 0 0 その他 0 0	生食用冷凍鮮魚介類	0	(
(かん詰・びん詰を除く) 7 乳製品 0 乳製品 0 乳類加工品 0 (アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。) 0 アイスクリーム類・氷菓 0 (かん詰・びん詰を除く) 0 野菜類果物及びその加工品 34 (かん詰・びん詰を除く) 4 菓子類 6 清涼飲料水 0 酒精飲料水 0 水 0 佐詰びん詰食品 0 その他の食品 21 6 6 添加物 0 化学的合成品及びその製剤 0 その他の添加物 0 器具及び容器包装 0 その他 0	魚介類加工品		
(かん詰・びん詰を除く) 7 3 乳類加工品 (アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。) 0 アイスクリーム類・水菓 0 (かん詰・びん詰を除く) 0 野菜類果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く) 34 (かん詰・びん詰を除く) 6 菓子類 清涼飲料水 6 酒精飲料水 0 水 0 佐詰びん詰食品 その他の食品 21 経済功物 0 化学的合成品及びその製剤 その他の添加物 0 器具及び容器包装 0 その他 0	(かん詰・びん詰を除く)	0	'
(かん詰・びん詰を除く) 乳製品	肉・卵類及びその加工品	-	0
乳類加工品 (アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。) アイスクリーム類・氷菓 の 総類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く) 野菜類果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く) 菓子類 (かん詰・びん詰を除く) 菓子類 (かん詰・びん詰を除く) 水 でおいますが、の に話がんごはない。 ないますが、の においたにはない。 ないますが、の においたにはない。 ないますが、の にいますが、の にいまが、の にいまが、	(かん詰・びん詰を除く)	(34
(アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。) 0 アイスクリーム類・氷菓 0 (かん詰・びん詰を除く) 0 野菜類果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く) 34 85 菓子類 清涼飲料水 6 1 酒精飲料水 0 0 水雪 0 0 佐詰びん詰食品 0 0 その他の食品 21 6 添加物 0 0 セ学的合成品及びその製剤 その他の添加物 0 0 器具及び容器包装 0 0 その他 0 0	乳製品	0	(
穀類及びその加工品 0 (かん詰・びん詰を除く) 34 びかん詰・びん詰を除く) 34 菓子類 6 1 清涼飲料水 0 池 0 0 水 0 0 本の他の食品 21 6 添加物 0 0 化学的合成品及びその製剤 0 0 その他の添加物 0 0 器具及び容器包装 0 0 その他 0 0	乳類加工品 (アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。)	0	(
(かん詰・びん詰を除く) 野菜類果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く) 菓子類 6 1 清涼飲料水 0 酒精飲料水 0 水 0 広話がん詰食品 0 その他の食品 21 6 添加物 0 化学的合成品及びその製剤 0 その他の添加物 0 器具及び容器包装 0 その他 0	アイスクリーム類・氷菓	0	
野菜類果物及びその加工品 34 (かん詰・びん詰を除く) 菓子類 6 1 清涼飲料水 酒精飲料水 0 水 0 佐詰びん詰食品 0 その他の食品 21 6 1 水 0 佐詰びん詰食品 0 その他の食品 21 6 6 添加物 0 化学的合成品及びその製剤 0 その他の添加物 0 器具及び容器包装 0 おもちゃ 0 その他 0	穀類及びその加工品	0	(
(かん詰・びん詰を除く) 34 85 菓子類 6 1 清涼飲料水 0 0 水 0 0 0 水 0 0 佐詰びん詰食品 0 0 その他の食品 21 6 添加物 0 0 との他の添加物 0 0 器具及び容器包装 0 0 その他 0 0	(かん詰・びん詰を除く)		
(かん詰・びん詰を除く) 菓子類 6 1 清涼飲料水 0 酒精飲料水 0 水 0 佐詰びん詰食品 0 その他の食品 21 6 添加物 0 化学的合成品及びその製剤 0 その他の添加物 0 器具及び容器包装 0 おもちゃ 0 その他 0	野菜類果物及びその加工品	34	85
清涼飲料水 0 酒精飲料水 0 水 0 佐詰びん詰食品 0 その他の食品 21 6 添加物 化学的合成品及びその製剤 0 その他の添加物 0 0 器具及び容器包装 0 0 その他 0 0	(かん詰・びん詰を除く)	01	00.
西精飲料水 0 0 水雪 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	菓子類	6	18
水雪 0 水 0 佐詰びん詰食品 0 その他の食品 21 6 添加物 0 化学的合成品及びその製剤 0 その他の添加物 0 器具及び容器包装 0 おもちゃ 0 その他 0	清涼飲料水	0	
水 0 佐詰びん詰食品 0 その他の食品 21 添加物 0 化学的合成品及びその製剤 その他の添加物 0 器具及び容器包装 おもちゃ 0 その他 0			(
缶詰びん詰食品 0 その他の食品 21 添加物 0 化学的合成品及びその製剤 その他の添加物 0 器具及び容器包装 おもちゃ 0 その他 0			(
その他の食品 21 6 添加物 0 化学的合成品及びその製剤 0 その他の添加物 0 器具及び容器包装 0 0 おもちゃ 0 0 その他 0	水		(
添加物			(
化学的合成品及びその製剤 0 その他の添加物 0 器具及び容器包装 0 おもちゃ 0 その他 0			
その他の添加物 0 器具及び容器包装 0 おもちゃ 0 その他 0	· · · · · ·		(
器具及び容器包装 0 おもちゃ 0 その他 0			
おもちゃ 0 その他 0			
その他 0			
		_	

表 2 - ② 乳類の検査実施状況

収去品目	収去等検体数	収去等項目数
生乳	0	0
牛乳	2	4
部分脱脂乳	0	0
加工乳	0	0
脂 肪 分 3%以上	0	0
脂肪分 3%未満	0	0
その他	1	2
合 計	3	6

表 3 食中毒発生状況

					原因:	食品			病因	物質	
区分原因施設	発 生 数	患者数	死亡数	会食料理	弁当・そうざい	家庭料理	複合調理品	カンピロバクター	ノロウイルス	アニサキス	ウエルシュ菌
総計	2	57	0	1	0	0	1	0	0	1	1